

iii. ①奈良市における特定建築物に係る定期報告書の提出時期（用途別）
奈良市建築基準法施行細則により、下表のとおり奈良県下の他の特定行政庁とは異なる基準年を設定しています。このため、報告時期が他の特定行政庁と一致していないため、ご注意願います。

台帳種別	用途	報告の時期	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
A	学校・体育館	平成27年から起算して3年ごと （従来は、平成3年から2年	○			○			○			○		
B	病院・診療所又は就寝用途の児童福祉施設等	平成3年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○		○	
	児童福祉施設等（就寝用途を除く）	平成3年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○		○	
C	劇場等	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	百貨店等（1,000㎡未満）	平成22年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	百貨店等（1,000㎡以上）	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	ホテル等（1,000㎡未満）	平成22年から起算して2年ごと		○		○		○		○		○		○
	ホテル等（1,000㎡以上）	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F	サ付高齢者向け住宅・グループホーム等	平成3年から起算して3年ごと	○			○			○			○		
	共同住宅等（1,000㎡以上）	平成3年から起算して3年ごと	○			○			○			○		
G	博物館等	平成4年から起算して3年ごと		○			○			○			○	
H	事務所等	平成4年から起算して3年ごと		○			○			○			○	

※提出時期は物件毎に異なるため、個別にお問い合わせください。
※Dの一部（キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場）については、平成28年度より特定建築物・建築設備とも報告対象とする。